

各所属所長 殿

一般財団法人青森県教職員互助会
理事長 和嶋延寿
(公印省略)

令和5年度「施設利用補助」の実施方法について（通知）

平素より、当互助会の運営等にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年度「施設利用補助」の実施方法について、互助会指定宿泊施設に宿泊した場合に加え、令和2年度から実施している「指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合」も補助するよう対象施設を拡大のうえ実施することとします。

詳細は下記のとおりですので、貴所属の会員へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 実施方法

会員又は被扶養者が、互助会指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合、「令和5年度施設利用補助金請求書」に領収書を添付のうえ、互助会に請求する。

2 補助額

一人1泊につき、1,000円を補助する。

会員一人につき、年度内3,000円を限度とする。ただし、互助会指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。

3 補助対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの宿泊分

4 注意事項

- (1) 請求書提出の際は、下記①～⑥をすべて満たしている領収書（原本）を添付してください。1つでも欠けている項目がある場合は、その内容が分かる書類を添付してください。添付できる書類がない場合は、請求者が領収書の余白に記入してください。
①宿泊者氏名（フルネーム）、②宿泊年月日及び泊数、③宿泊施設名、④宿泊人数、⑤宿泊料金、⑥宿泊した旨が分かる記載（宿泊代として、一泊二食プランなど）
※請求書を提出する前に、別添Q&Aをご確認ください。
不備の場合、返送することがあります。
- (2) 請求書様式は、同封の「令和5年度青森県教職員互助会 様式集」にある「令和5年度施設利用補助金請求書」を使用してください。（互助会指定宿泊施設に宿泊した場合も使用可。）
- (3) 令和2～4年度の宿泊分で未請求分がある場合は、年度内限度額（3,000円）に達していない場合に限り請求できますが、宿泊日から3年以内のものに限ります。
その際は、該当する年度の請求書様式を使用してください。
- (4) 請求書の様式は、互助会ホームページからダウンロードできます。

問合せ先：一般財団法人青森県教職員互助会
担当 川村

TEL 017(734)9914(直通)

FAX 017(734)8276

MAIL gojokai@pref.aomori.lg.jp